

答申第 828 号

諮問第 1385 号

件名：児童・生徒の事故発生速報等の一部開示決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表 1 の 1 欄に掲げる行政文書の一部開示決定において同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたこと並びに別表 2 及び別表 3 の 1 欄に掲げる行政文書（別表 1 の 1 欄に掲げる行政文書と合わせて、以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 23 年 5 月 23 日、平成 24 年 2 月 16 日、同年 8 月 6 日及び同月 27 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が平成 24 年 5 月 1 日、同年 8 月 20 日、同年 9 月 14 日及び同月 19 日付けで行った一部開示決定並びに平成 23 年 6 月 3 日、平成 24 年 9 月 14 日、同月 19 日及び同年 10 月 5 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別表 1 の分類 1（以下「分類 1」という。）、同表の分類 2（以下「分類 2」という。）及び別表 3 の分類 6（以下「分類 6」という。）について

条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない。

イ 別表 2 の分類 3（以下「分類 3」という。同表の分類 4 以下も同様とする。）、分類 4 及び分類 5 について

条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号に該当しない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、4 件の一部開示決定及び 4 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容、決定内容及び異議申立ての内容が同一又は類似のものである。

そこで、実施機関は、平成 23 年 6 月 3 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1121 号）を平成 24 年 5 月 1 日、同年 8 月 20 日、同年 9 月 14 日及び同月 19 日付けの一部開示決定並びに同月 14 日、同月 19 日及び同年 10

月 5 日付けの不開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1385 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示又は不開示としたというものである。

(1) 別表 1 に係る一部開示決定について

ア 別表 1 の 1 欄に掲げる行政文書について

(ア) 分類 1 に係る対象行政文書について

児童生徒に係る事故が発生した場合、当該児童生徒が在籍する県立学校及び当該児童生徒が所属する愛知県管内の公立小中学校を所管する市町村教育委員会（名古屋市教育委員会を除く。）は、「事故発生等の報告について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 教総第 947 号教育長通知）に基づき、直ちに事故発生速報（以下「事故速報」という。）を、また事故の発生後 7 日以内に事故発生状況報告書（以下「事故報告書」という。）を県教育委員会学習教育部健康学習課（以下「健康学習課」という。）に提出することとなっている。

なお、事故速報及び事故報告書によって報告を要する児童生徒に係る事故の内容は、「児童生徒の事故発生報告について」（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 教健第 953 号教育長通知）により、本人が死亡又はそのおそれがある場合、相手に傷害を与えた場合、本人が治療のため入院した場合、本人の完治までおよそ 1 か月以上要する場合、本人が自殺又は自殺を企図した場合（疑われる場合も含む。）、事故が報道対象又はそのおそれがある場合及びその他校長が報告を必要と判断した場合となっている。

よって、分類 1 に係る対象行政文書は、平成 22 年度及び平成 23 年度において、健康学習課が管理する事故速報及び事故報告書と解し、分類 1 の 1 欄のとおり特定した。

なお、このうち平成 23 年 6 月 10 日付けの事故速報及び同月 30 日付けの事故報告書については、本件一部開示決定とは別に分類 3 において不開示決定を行っている。

事故速報には、報告時点の年月日及び時刻、学校名及び校長名、作成者の職・氏名、学校の連絡先、児童生徒の氏名、性別、課程及び学年、事故の種類、傷害等の程度、発生日時、学校管理下・管理外の別、発生場所、事故の内容、発生後の対応、その他参考事項等が、事故報告書には、報告時の年月日、学校名、校長名、学校の連絡先、児童生徒の氏名、性別、生年月日、年齢、課程及び学年、事故の種類、傷害等の程度、発生日時、時間帯、発生場所、事故の内容、発生後の対応、その他参考事項等が記載されている。そのうち不開示とした部分は、

分類 1 の 2 欄に掲げるとおりである。

(イ) 分類 2 に係る対象行政文書について

都道府県教育委員会においては、児童生徒をめぐる重大事件や自殺が発生した場合、平成 18 年 12 月 27 日付け事務連絡の文部科学省初等中等教育局児童生徒課通知「児童生徒の事件等報告書」について」により、当該報告書（以下「事件等報告書」という。）で文部科学省に報告することとされている。

報告を要するものとしては、①児童生徒が自殺を企図した場合（自殺が疑われる場合も含む。）、②学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の生命に関わるような重大な犯罪又は触法行為を起こした場合、③上記①②の場合以外で、児童生徒が重大な犯罪又は触法行為を起こした場合（必要に応じて）となっている。

よって、分類 2 に係る対象行政文書は、平成 19 年度から平成 24 年度までにおいて、県教育委員会学習教育部義務教育課及び健康学習課が管理するもののうち、文部科学省に提出した事件等報告書と解し、分類 2 の 1 欄のとおり特定した。なお、事件等報告書には、「児童生徒の事件等報告書」及び「報告事項」と題する 2 種類の報告書がある。

また、このうち平成 23 年 6 月 9 日付けの事件等報告書については、本件一部開示決定とは別に分類 4 において不開示決定を行っている。

児童生徒の事件等報告書には、報告日、事件等の概要、発生日時、発生場所、当該児童生徒の名前・学校名、学校の概要、事件等の経緯、当該児童生徒に関すること（学校生活、家庭環境等）、事件前・事件後の対応、本件に関する都道府県教育委員会連絡先、マスコミから受けた質問事項等が記載されている。そのうち不開示とした部分は、分類 2 の 2 欄に掲げる部分である。また、報告事項には、報告日、件名、緊急又は通常の区分、担当課及び内線、報道記事の概要、学校名等、報道に至る経緯、学校の指導、新聞等報道等が記載されている。そのうち不開示とした部分は、同欄に掲げるとおりである。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

別表 1 の 1 欄に掲げる行政文書のうち、今回不開示とした前記ア(ア)の学校名、校長名、学校の連絡先、作成者の職・氏名、児童生徒の氏名、性別、課程、学年、生年月日及び年齢、傷害等の程度並びに発生場所のうち地名等具体的部分並びに前記ア(イ)の発生場所のうち地名等具体的部分、当該児童生徒の名前・学校名及び学校名等（以下「児童生徒の氏名等」という。）並びに前記ア(ア)の事故の種類、事故の内容、発生後の対応及びその他参考事項並びに前記ア(イ)の事件等の概要、学校の概要、事件等の経緯、当該児童生徒に関すること（学校生活、家庭環境等）、事件前・事件後の対応、マスコミから受けた質問事項の事件概要に関する

部分及び回答内容、事項名のうち事件概要に関する部分、報道記事の概要、報道に至る経緯、学校の指導並びに新聞等報道（以下「事件の概要等」という。）は、児童生徒個人の重大な事故に関するものであり、報告の対象となった児童生徒の個人情報であって、児童生徒を識別し得る情報であり、また、通常、当該児童生徒にとって他人に知られたくない極めて機微にわたる情報であることから、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

児童生徒の氏名等及び事件の概要等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書二にも該当しない。また、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、本号ただし書ハにも該当しない。

ところで、今回不開示とした部分は、一部を除き実施機関は自ら公表していない。仮に、今回不開示とした情報が報道され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが積極的に公表しているものではないことから、これをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

また、今回不開示とした情報の中には、報道機関の取材に対して、実施機関が一部回答したことから、新聞報道等で公にされていた情報が含まれていることが認められるが、児童生徒に係る事故に関する一般の関心や記憶は、公にされた時点から時間が経過するに従い薄れていく一方、当該事故の当事者である児童生徒の健全育成が妨げられることを防ぐ必要から、児童生徒の権利利益を守る必要性は時間の経過とともに増していくと考えられる。よって、過去のある時点において公にされた事実のみをもって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるとまではいえない。

特に、心身が未発達で、成長発達の途上にある未成年の児童生徒にとって、児童生徒自身の自殺未遂、親族による殺人、同級生への傷害などからなる事案は、学校生活の中で最も他人に知られたくない極めて機微にわたる情報である。よって、仮に、今回不開示とした情報が開示されることとなると、当該児童生徒にとって、自らの過ち等の内容が第三者に知られるのではないかとの強い不安を抱き、心理的に動揺し、学校生活及び学習に対する意欲が損なわれることが予想される。また、当該事

実が第三者に知られれば、周囲からいわゆる問題児というレッテルを貼られるおそれがあり、一定の社会的制裁を受けるに等しいことから、当該児童生徒は心理的に動揺してしまい、今後の成長及び自らの事故の原因を改善していく意欲すらも奪ってしまうこととなるおそれがある。よって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるか否かについては、より慎重に判断すべきである。

以上の考え方にに基づき、報道機関に対する実施機関の回答、新聞報道の記事の大きさ及び頻度、新聞報道等から経過した時間等を検討すると、新聞報道等された事案はほとんどが、一段見出しの小さな記事（いわゆるベタ記事）が一度掲載されたのみである。一部学校管理下の事件について記載量の多い記事もあるが、当該事件は発生から 6 か月以上の期間が経過している。よって、実施機関の回答によって新聞報道等された情報はいずれも、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

以上のことから、児童生徒の氏名等及び事件の概要等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 条例第 7 条第 6 号該当性について

児童生徒に係る事故は、通常児童生徒にとって極めて機微にわたる情報である一方、当該事故の詳細な事実確認並びに原因及び背景の把握が、今後の事故防止・安全教育に不可欠であることから、事実関係を詳細に記録することが必要である。そのためには、通り一遍の聴取りではなく、当該児童生徒、保護者及び学校相互の信頼関係に基づいた詳細な聴取りを行う必要があることから、別表 1 の 1 欄に掲げる行政文書は、全体として秘密を厳守することを前提に作成されている。

通常児童生徒にとって極めて機微にわたる情報である、事件の概要等は、県教育委員会が行う学校安全事務に関する情報であって、仮に一部でも公にされることとなると、信頼して事実関係を詳細に話した学校及び教員に対する不信感が生じ、当該児童生徒及び保護者等と学校相互との信頼関係が崩れ、当該事故に関する詳細な情報や関係者の率直な意見が得られず、また、作成者である校長等も開示されることを意識し、詳細な記述を躊躇せざるを得なくなり、事故の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなることが考えられ、事故の内容を把握する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、事件の概要等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(2) 別表 2 に係る不開示決定について

ア 別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書について

(ア) 分類 3 に係る対象行政文書について

分類 3 に係る対象行政文書は、平成 23 年 6 月 10 日付けの事故速報及び同月 30 日付けの事故報告書と解し、その全てを不開示とした。

(イ) 分類 4 に係る対象行政文書について

分類 4 に係る対象行政文書は、平成 23 年 6 月 9 日発生の事件等報告書と解し、その全てを不開示とした。

(ウ) 分類 5 に係る対象行政文書について

分類 5 に係る対象行政文書は、平成 23 年度及び平成 24 年度において、野球部顧問の教員が関わった特定の愛知県立高等学校（以下「特定の高校」という。）における生徒指導に関する記録及び特定の高校の生徒の自殺に関する第三者委員会で配付された文書と解し、その全てを不開示とした。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書のうち、分類 3 に係る行政文書には、学校名、校長名、学校の連絡先、作成者の職・氏名、児童生徒の氏名、性別、課程、学年、生年月日及び年齢、事故の種類、傷害等の程度、発生日時及び時間帯、発生場所、事故の内容、発生後の対応、その他参考事項等が記載されており、分類 4 に係る行政文書には、事件等の概要、発生場所、当該児童生徒の名前・学校名、学校の概要、事件の経緯、当該児童生徒に関すること（学校生活、家庭環境等）、事件前・事件後の対応等が記載されており、分類 5 に係る行政文書には、生徒の氏名・学科・学年・クラス名・出席番号・保護者氏名・住所・電話番号・家族構成、問題行動発覚年月日、発覚場所、問題行動名・内容、入学区分、過去の特別指導歴、問題行動の概要（動機、経過、現況等）、問題行動に関する措置、本人の反省、担任所見（成績、性格、行動等）、出席状況等、報告年月日、担任氏名、指導措置案、自殺についての経過記録等が記載されている。

よって、別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書は、児童生徒個人の問題行動又は自殺に関するものであり、報告の対象となった児童生徒の個人情報であって、児童生徒を識別し得る情報であり、また、通常、当該児童生徒にとって他人に知られたくない極めて機微にわたる情報であることから、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書の記載内容は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同

号ただし書ニにも該当しない。また、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、本号ただし書ハにも該当しない。

ところで、今回不開示とした部分は、一部を除き実施機関は自ら公表していない。仮に、今回不開示とした情報が報道され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが積極的に公表しているものではないことから、これをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

また、今回不開示とした情報の中には、報道機関の取材に対して、実施機関が一部回答したことから、新聞報道等で公にされていた情報が含まれていることが認められるが、児童生徒に係る事故に関する一般の関心や記憶は、公にされた時点から時間が経過するに従い薄れていく。そして、児童生徒が死亡した場合であっても、児童生徒及び遺族の権利利益を守る必要性は時間が経過しても存在すると考えられる。よって、過去のある時点において公にされた事実のみをもって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるとまではいえない。

以上の考え方にに基づき、報道機関に対する実施機関の回答、新聞報道の記事の内容を検討すると、新聞報道等された事案における実施機関の回答による部分は記事全体の一部分にとどまっている。よって、実施機関の回答によって新聞報道等された当該情報はいずれも、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

以上のことから、別表2の1欄に掲げる行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

ウ 条例第7条第5号該当性について

別表2の1欄に掲げる行政文書は、分類5の「生徒指導に関する記録」を除いていずれも、平成23年11月18日に設置された児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案の調査委員会（以下「調査委員会」という。）で配付された資料であり、一切公表していない。それは調査委員会の①中立な立場の専門家である第三者によって構成され、県立学校で発生した児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案のうち、事実の分析に高度な専門性を要する事案や、遺族が学校又は県教育委員会が主体となる調査を望まない事案等について、詳しい背景調査を行う常設の委員会であること、②調査委員会の目的は、自殺等に至るまでに起きた事実、学校が関わる可能性がある場合、当該事実について調査し、できる限り、その事実の影響について分析評価を行い、及び今後の自殺防止に役立てること、③調査内容は公開しないこと（児童生徒の自殺又は自殺が疑わ

れる死亡事案の調査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条第3項）、④調査委員会の委員（以下「委員」という。）の3名は、就任に当たり、要綱を閲覧した上、委員の氏名及び役職を一切公表しないという説明を受け、その前提で就任を承諾したこと、の4点の特徴のためである。

よって、本件死亡事案の詳細な事実分析やその影響評価を、委員の高度な専門性にに基づき行う調査委員会の運営においては、その判断の信頼性、妥当性が十分確保される必要がある。そのためには、委員の気付いたこと、感じたことを当該判断に率直に反映できる状況の確保が不可欠である。この調査委員会のように、委員の裁量に依存するところが大きいものについて、一般県民全体の納得を得る判断を行うことは極めて困難である。

また、別表2の1欄に掲げる行政文書（分類5の「生徒指導に関する記録」を除く。以下このウにおいて同じ。）は、前記イに記載のとおり、生徒の自殺の原因、背景、詳細な事実に係る情報や当該生徒に関わりのあった学校関係者及び同級生（以下「自殺生徒関係者等」という。）に関する情報等が記載されており、自殺した生徒等にとって、極めてセンシティブで機微にわたる情報である。

以上のことから、別表2の1欄に掲げる行政文書は、全体として非公表を前提としている情報である。さらに、本件自殺事案については、同表に係る案件の不開示決定日時点では、いまだ調査委員会による審議、検討等がなされている最中であり、仮に一部でも開示すれば、自殺生徒関係者等は、被害者が識別されてしまうことなどをおそれ、認識している具体的な事実や意見などをありのままに述べることを躊躇したり、委員は率直な意見の陳述を躊躇したりするおそれがあるなど、審議・検討中の調査委員会の公正・中立的な審議、検討等に直接的な支障を及ぼし、県教育委員会の意思決定に対する支障が生ずるおそれがある。

例えば、本件死亡事案について、様々な考え方を持つ者から、調査委員会に対して、自身の考えを押し付けようとの圧力が加わったり、要求がエスカレートしたりすることが考えられる。実際、別表2の1欄に掲げる行政文書を不開示としたにもかかわらず、調査委員会が開催期間中に、健康学習課や特定の高校に対し、一般県民である第三者から、「殺す」とか「家族に気をつける」などといった脅迫電話や、朝から酒に酔って何時間にもわたりクレームを言い続ける者もいた。よって、このように様々な意見が寄せられる本件死亡事案においては、不開示としたにもかかわらず、委員の圧力、要求、苦情等への負担は重く、仮に一部でも開示すれば、県教育委員会の意思決定に対する支障が生ずるおそれは、さらに高まることとなる。

また、調査委員会は常設であるため、当該委員会による本件自殺事案の最終的な調査結果が遺族及び県教育委員会に送付された後であっても、将来予定されている本案件と同種の審議、検討等に不当な影響を与えるおそれがある。

したがって、別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

エ 条例第 7 条第 6 号該当性について

別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書は、「生徒指導に関する記録」を除いていずれも、前記ウに記載のとおり、一部でも開示すれば、自殺生徒関係者等は、被害者が識別されてしまうことなどをおそれ、認識している具体的な事実や意見などをありのままに述べることを躊躇したり、委員は率直な意見の陳述を躊躇するおそれがある。これは、生徒の自殺事案等について調査、分析等を行い、今後の自殺防止に役立てることが目的の調査委員会の事務の性質上、公とすることにより、審議・検討中の当該委員会による当該事務の適正な遂行に直接的な支障を及ぼすこととなる。

また、調査委員会は常設であるため、当該委員会の審議、検討等による最終的な調査結果が遺族及び県教育委員会に送付された後であっても、今後反復継続して当該委員会で行われる予定である本案件と同種の審議、検討等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、「生徒指導に関する記録」は、生徒の問題行動について、具体的かつ詳細に記載されている。生徒の問題行動は、詳細な事実確認並びに原因及び背景の把握が問題解決に不可欠であることから、当該生徒、保護者及び高等学校相互の信頼関係に基づき、事実関係を詳細に聴き取ることが必要である。その上で、問題行動を行った生徒を、心身が未発達で成長発達の途上にある存在とみる教育的観点に立って、当該問題行動を表面のみで捉えて一方的に叱責又は制裁を行うのではなく、生徒及び保護者との信頼関係を前提とした対話を通じて、当該生徒の今後の成長や自ら問題を改善していく意欲を育て、その機会を設けることで、全ての生徒が学校生活によりよく適応できるように生徒指導事務を行っていく必要がある。したがって、「生徒指導に関する記録」に記載されている情報については、秘密を厳守することを前提に作成されている。

しかしながら、生徒にとって、学校生活の中で最も他人に知られたくない極めて機微にわたる情報である問題行動の情報が詳細に記録されている「生徒指導に関する記録」が、仮に全部又は一部でも公表されることとなると、心身が未発達で成長途上にある生徒にとって、自らの過ちである問題行動が第三者に知られるのではないかとの強い不安を抱き、心理的に動揺し、学校生活及び学習に対する意欲が損なわれたり、信頼して事実関係を詳細に話した高等学校及び教員に対する不信感が生じた

りすることが予想される。また、当該事実が第三者に知られば、周囲からいわゆる問題児というレッテルを貼られるおそれがあり、一定の社会的制裁を受けるに等しいことから、当該生徒は心理的に動揺してしまい、今後の成長及び自ら問題を改善していく意欲すらも奪ってしまうこととなるおそれがあるため、全ての生徒が学校生活によりよく適応できるための円滑な生徒指導事務及び学級運営に支障を来すおそれがある。

さらに、「生徒指導に関する記録」は、県教育委員会学習教育部高等学校教育課が愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）に対して、任意で提出を求めているものであり、当該文書に記載されている情報は、児童生徒及び保護者と教師との対話等の中での信頼関係に基づいて入手された生徒指導事務に関する情報である。仮に全部又は一部を公にすることが前提となれば、生徒、保護者及び高等学校相互の信頼関係が崩れ、関係者しか知り得ない当該事件に関する詳細な情報又は関係者の率直な意見が得られず、作成者である校長等も開示されることを意識した記述をせざるを得なくなることから、問題行動の解決に不可欠な詳細な事実確認並びに原因及び背景を詳細かつ客観的に把握することができなくなり、生徒指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書はいずれも、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 別表 3 に係る不開示決定について

ア 別表 3 の 1 欄に掲げる行政文書について

(ア) 分類 6 に係る行政文書の入手経路について

分類 6 に係る行政文書は、実施機関が当事者となった訴訟である平成 22 年(行コ)第 a 号行政文書不開示決定処分取消請求事件において、乙第 9 号証「指導記録のサンプル」作成の参考のために、高等学校から入手した文書である。

(イ) 分類 6 に係る行政文書について

発達障害等の診断を受けた生徒や特別な指導を必要とする生徒が高等学校に在籍している場合、当該在籍クラスの担任教諭は、当該生徒の適切な対応や周囲の生徒への指導等のため、当該生徒の日常の状況や特徴的な言動、保護者からの依頼や情報提供、教育相談担当や主治医等の関係機関からの助言、当該医療機関名等を記録する指導記録を、任意の様式で作成する。

分類 6 に係る行政文書は、発達障害等を有すると考えられる生徒に対する相談指導記録であり、生徒の学年、クラス、氏名、学校名、障害の種類及び程度、学校生活における行動等の状況、関係機関の具体的な支援・連携や教員の所見等が、生徒本人の率直な心情を交え、医師の助言や関係機関の担当者の忌憚のない意見とともに具体的かつ詳

細に記載されている。

イ 条例第7条第2号該当性について

分類6に係る行政文書は、発達障害等を有すると考えられる生徒に対する相談指導記録であり、生徒の学年、クラス、氏名、学校名、障害の種類及び程度、学校生活における行動等の状況、関係機関の具体的な支援・連携や教員の所見等が、生徒本人の率直な心情を交え、医師の助言や関係機関の担当者の忌憚^{たん}のない意見とともに記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。よって、分類6に係る行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、分類6に係る行政文書はいずれも、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、分類6に係る行政文書は、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、分類6に係る行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

分類6に係る行政文書はいずれも、発達障害等を有すると考えられる実在の生徒の学校生活における特徴的言動、相談内容、関係機関の具体的な支援・連携・評価等の観点から観察した障害の実態等が、医師の助言又は関係機関の担当者の忌憚^{たん}のない意見とともに、生徒本人の率直な心情も交え、具体的に記載されている。例えば、他の生徒から具体的な嫌がらせを受けたことが記載されていたり、当該生徒が校内で粗相をしたことをありのままに記載しているものもある。

よって、分類6に係る行政文書に記載されている内容は、生徒本人及びその保護者が、通常他人に知られたいと考える内容が記載されていることから、特別支援教育以外の目的で第三者に提供されることを想定していない性質のものである。にもかかわらず、仮に分類6に係る行政文書が公となれば、生徒本人の自尊心が傷つけられ、意欲や向上心を失うおそれがあるのみならず、今後、生徒本人、保護者等の関係者は、高等学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、また、作成者である高等学校は、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現す

ることとなり、分類 6 に係る行政文書を具体的かつ詳細に記載することが困難となる。そうすると、長期的な視点に立って、一貫して的確に教育的支援を行うことや生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育を行うことができなくなるおそれがあり、結果として、県教育委員会の教育指導事務及び学校運営事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、分類 6 に係る行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

ア 分類 1 から分類 4 までに係る行政文書は、県立学校及び市町村教育委員会から提出された事故速報及び事故報告書並びに文部科学省に提出した事件等報告書であり、その記載内容は、前記 4(1)ア及び(2)イで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、分類 1 及び分類 2 の 2 欄に掲げる部分のうち、児童生徒の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、事件の概要等を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示とし、並びに分類 3 及び分類 4 に係る行政文書を同条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、その全てを不開示としている。

イ 分類 5 に係る行政文書は、野球部顧問の教員が関わった特定の高校における生徒指導に関する記録及び特定の高校の生徒の自殺に関する第三者委員会で配付された文書であり、その記載内容は、前記 4(2)イで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、分類 5 に係る行政文書のうち、「生徒指導に関する記録」を条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に、「生徒の自殺に関する第三者委員会で配付された文書」を同条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、その全てを不開示としている。

ウ 分類 6 に係る行政文書は、生徒に対する指導記録であり、その記載内容は、前記 4(3)ア(イ)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、その全てを不開示としている。

(3) 別表 1 の一部開示決定に係る文書について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、児童生徒の氏名等及び事件の概要等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、児童生徒の氏名等及び事件の概要等は、児童生徒の事故・事件の内容やそれに関連する事項について詳細に記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、児童生徒の氏名等及び事件の概要等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

(ウ) 実施機関によると、児童生徒の氏名等及び事件の概要等には、報道機関の取材に対して実施機関が回答した情報が含まれるとのことである。

しかし、事案に関する社会一般の関心や記憶は、公にされた時点から時間が経過するに従い薄れていくのであって、事案に関する情報も次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていく一方で、関係児童生徒の権利利益を守る必要性は、時間の経過とともに増していくものと考えられる。こうしたことから、過去のある時点において公にされた事実のみをもって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるということとはできない。

この考え方に基づき、児童生徒の氏名等及び事件の概要等の条例第 7 条第 2 号ただし書イ該当性を検討すると、実施機関が報道機関の取材

に依っていたとしても、報道から本件開示請求の時点までに相当の期間が経過していることから、取材に対し回答した部分を含め、もはや慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないと解される。

したがって、児童生徒の氏名等及び事件の概要等は、同号ただし書イに該当しない。

また、分類 1 及び分類 2 に係る行政文書は、児童生徒の事故・事件に関するものであり、児童生徒は公務員等ではないため、児童生徒の氏名等及び事件の概要等は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、児童生徒の氏名等及び事件の概要等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(エ) 以上のことから、児童生徒の氏名等及び事件の概要等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、事件の概要等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 事件の概要等を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがあるなど、事故発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、事件の概要等を公にすることにより、学校安全上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ロ) 以上のことから、事件の概要等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 別表 2 の不開示決定に係る行政文書について

ア 条例第 7 条第 5 号該当性について

(ア) 実施機関によると、分類 3、分類 4 及び分類 5 に係る行政文書（分類 5 の「生徒指導に関する記録」を除く。以下このアにおいて同じ。）は、調査委員会で配付された資料であるとのことである。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、分類 3、分類 4 及び分類 5 に係る行政文書は、生徒の自殺に関する事項について極めて詳細に記載されたものであると認められる。

そして、実施機関から提出された要綱によると、調査委員会は、医師、弁護士等の中立的な立場の専門家である第三者によって構成され、県立学校で発生した児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案のうち、事実の分析に高度な専門性を要する事案や遺族が学校又は県教育委員会が主体となる調査を望まない事案等について、調査内容を非公開として調査し、その結果を遺族及び県教育委員会に送付する組織である。

専門家である委員が非公開で調査を行うこととされているにもかかわらず、当該行政文書を公にすることになれば、調査委員会の調査の過程における検討資料が明らかとなり、調査の過程が推知し得ることになる。そうすると、前記のような事案を対象とする調査委員会の調査における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

なお、調査委員会による本事案の調査及び結果の送付が終了した後であっても、調査の過程が分かる情報が公になると、調査の過程が推知され、将来予定される同種の事案の調査に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

(イ) 以上のことから、分類 3、分類 4 及び分類 5 に係る行政文書は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 分類 3、分類 4 及び分類 5 に係る行政文書を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがあるなど、生徒の自殺事案や問題行動が発生した際に諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該行政文書を公にすることにより、分類 3、分類 4 及び分類 5 に係る行政文書（分類 5 の「生徒指導に関する記録」を除く。）にあつては調査委員会による調査事務、分類 5 のうち「生徒指導に関する記録」にあつては学校による生徒指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(イ) 以上のことから、分類 3、分類 4 及び分類 5 に係る行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

ウ 分類 3、分類 4 及び分類 5 に係る行政文書は、前記ア及びイで述べたとおり、条例第 7 条第 5 号又は第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 別表 3 の不開示決定に係る行政文書について

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、分類6に係る行政文書は、特定の生徒の日々の学校での行動などが詳細に記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、分類6に係る行政文書は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。そして、当該行政文書に記載されている情報は、生徒の行動に関するものであり、生徒は公務員等ではないため同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(イ) 以上のことから、分類6に係る行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 分類6に係る行政文書を公にすることになれば、生徒その他関係者が学校に対し率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、生徒の状況を客観的かつ正確に把握することが困難になるなど、県教育委員会の教育指導事務及び学校運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 以上のことから、分類6に係る行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (一部開示決定)

【分類 1】平成 24 年 2 月 16 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 決定日	4 異議申立日	5 担当課等
<p>児童・生徒の事故発生速報 平成 22 年 4 月のもの 11 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名及び校長名 ・作成者の職・氏名 ・学校の連絡先 ・児童生徒の氏名、性別、課程及び学年 ・事故の種類 ・傷害等の程度 ・発生場所のうち地名等具体的部分 ・事故の内容 ・発生後の対応 ・その他参考事項 	<p>平成 24 年 5 月 1 日</p>	<p>平成 24 年 5 月 8 日</p>	<p>健康学 習課</p>
<p>児童生徒の事故発生状況報告書 平成 22 年 4 月のもの 13 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、校長名及び学校の連絡先 ・児童生徒の氏名、性別、課程、学年、生年月日及び年齢 ・事故の種類 ・傷害等の程度 ・発生場所のうち地名等具体的部分 ・事故の内容 ・発生後の対応 ・その他参考事項 			
<p>児童・生徒の事故発生速報 平成 22 年度 (4 月分を除く。) 124 件 平成 23 年度 142 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名及び校長名 ・作成者の職・氏名 ・学校の連絡先 ・児童生徒の氏名、性別、課程及び学年 ・事故の種類 	<p>平成 24 年 9 月 14 日</p>	<p>平成 24 年 9 月 28 日</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害等の程度 ・ 発生場所のうち地名等具体的部分 ・ 事故の内容 ・ 発生後の対応 ・ その他参考事項 		
<p>児童生徒の事故発生状況報告書</p> <p>平成 22 年度（4 月分を除く。） 119 件</p> <p>平成 23 年度 138 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、校長名及び学校の連絡先 ・ 児童生徒の氏名、性別、課程、学年、生年月日及び年齢 ・ 事故の種類 ・ 傷害等の程度 ・ 発生場所のうち地名等具体的部分 ・ 事故の内容 ・ 発生後の対応 ・ その他参考事項 		

【分類2】平成24年8月6日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 決定日	4 異議申立日	5 担当課等
児童生徒の事件等報告書(平成20年7月4日報告分)	<ul style="list-style-type: none"> ・事件等の概要 ・発生場所のうち地名等具体的部分 ・当該児童生徒の名前・学校名 ・学校の概要 ・事件等の経緯 ・当該児童生徒に関すること(学校生活、家庭環境等) ・事件前・事件後の対応 ・マスコミから受けた質問事項の事件概要に関する部分及び回答内容 	平成24年 8月20日	平成24年 9月21日	義務教育課
報告事項(平成21年3月30日付けのもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・事項名のうち事件概要に関する部分 ・報道記事の概要 ・学校名等 ・報道に至る経緯 ・学校の指導 ・新聞等報道 			
児童生徒の事件等報告書 平成19年度 10件 平成20年度 4件 平成21年度 9件 平成22年度 9件 平成23年度 17件 平成24年度 2件	<ul style="list-style-type: none"> ・事件等の概要 ・発生場所のうち地名等具体的部分 ・当該児童生徒の名前・学校名 ・学校の概要 ・事件等の経緯 ・当該児童生徒に関すること(学校生活、家庭環境等) ・事件前・事件後の対応 	平成24年 9月19日	平成24年 9月21日	健康学習課

別表 2 (不開示決定)

【分類 3】平成 24 年 2 月 16 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称	2 決定日	3 異議申立日	4 担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の事故発生速報 (平成 23 年 6 月 10 日報告分) ・児童生徒の事故発生状況報告書 (平成 23 年 6 月 30 日報告分) 	平成 24 年 9 月 14 日	平成 24 年 9 月 28 日	健康学習課

【分類 4】平成 24 年 8 月 6 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称	2 決定日	3 異議申立日	4 担当課等
児童生徒の事件等報告書 (平成 23 年 6 月 9 日発生分)	平成 24 年 9 月 19 日	平成 24 年 9 月 21 日	健康学習課

【分類 5】平成 24 年 8 月 27 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称	2 決定日	3 異議申立日	4 担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導に関する記録 ・生徒の自殺に関する第三者委員会で配付された文書 	平成 24 年 10 月 5 日	平成 24 年 11 月 12 日	刈谷工業高等学校

別表 3 (不開示決定)

【分類 6】平成 23 年 5 月 23 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称	2 決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録	平成 23 年 6 月 3 日	平成 23 年 6 月 8 日	高等学校教 育課

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
23. 7. 12	諮問第 1121 号 諮問
27. 5. 21	諮問第 1385 号 諮問 (諮問第 1121 号と併合)
27. 7. 9	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 14	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 22 (第 476 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 7. 14 (第 494 回審査会)	審議
28. 10. 21 (第 502 回審査会)	審議
29. 2. 9 (第 512 回審査会)	審議
29. 6. 8	答申